青森県教育委員会第837回定例会会議録

- **1 期 日** 平成30年10月12日(金)
- 2 開 会 午後2時00分
- 3 閉 会 午後2時17分
- 4 場 所 教育庁教育委員会室

5 議事目録

報告第1号 議案に対する意見について

議案第1号 青森県生涯学習審議会委員の人事について・・・・・・・原案決定

議案第2号 青森県社会教育委員の人事について・・・・・・・・原案決定

議案第3号 青森県教育委員会事務局の組織等に関する規則の一部を改正する規則案 について・・・・・・・・・・・・・・・・・原案決定

そ の 他 障害者の任免状況の再点検結果について

そ の 他 職員の懲戒処分の状況について

6 出席者等

- ・出席者の氏名和嶋延寿(教育長)、豊川好司、町田直子、中沢洋子、野澤正樹、杉澤廉晴
- ・欠席者の氏名

なし

・説明のために出席した者の職

佐藤教育次長、田村教育次長、児玉参事・教育政策課長、佐藤職員福利課長、長内 学校教育課長、赤尾教職員課長、髙橋学校施設課長、渡部生涯学習課長、相坂スポーツ健康課長、増田文化財保護課長、古川高等学校教育改革推進室長

- ·会議録署名委員 中沢委員、杉澤委員
- ·書記 小関英規、藤田真希也

7 議 事

報告第1号 議案に対する意見について

(佐藤教育次長)

この度の案件は、県議会第295回定例会に提出された「平成30年度青森県一般会計補正予算(第1号)案(教育委員会所管分)」及び「青森県国民体育大会開催基金条例の一部を改正する条例案」について、知事から意見を求められたものであるが、緊急を要するため、青森県教育委員会の事務の委任等に関する規則第4条第1項の規定に基づき、教育長において臨時に代理し、原案に同意することとして処理したので、御報告するとともに、同意した議案の内容について御説明する。

まず、「平成30年度青森県一般会計補正予算(第1号)案(教育委員会所管分)」についてであるが、今回の補正予算の歳出予算額は、2,561万7千円の増額となっている。これを既決予算額と合計すると、補正後の歳出予算額は、1,303億5,835万6千

円となっている。計上した歳出予算の主な事業等については、参考資料のとおりとなっている。

次に、「青森県国民体育大会開催基金条例の一部を改正する条例案」についてである。 これは、国民体育大会が国民スポーツ大会に改称されることに伴い、基金の名称を「青森県国民スポーツ大会開催基金」に改める等の改正を行うものである。

なお、この2件の議案については、先の県議会において原案どおり可決されている。

(和嶋教育長)

何か質問、意見はあるか。なければ報告第1号については、青森県教育委員会として了解した。

議案第1号 青森県生涯学習審議会委員の人事について

(渡部牛涯学習課長)

「生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律」及び「青森県生涯学習審議会設置条例」に基づき設置している青森県生涯学習審議会委員の任期が、平成30年8月20日をもって満了したので、新たに15名の委員を委嘱するものである。

今回委嘱する委員のうち、柏谷至氏ほか2名は再任することとし、新たに、清水目明美氏ほか11名を委嘱するものである。委員の委嘱に当たっては、附属機関の在り方について検討してきた結果、効率的な運営という観点等から、委員のうち8名は青森県社会教育委員を兼ねることとしたことから、任期を青森県社会教育委員の任期に合わせ、平成30年10月19日から平成32年10月18日までの2年間としたものである。

なお、同条例第2条第2項の規定に基づき、知事の意見を求めたところ、9月21日付けで同意する旨の回答を得ている。

(和嶋教育長)

何か質問、意見はあるか。なければ議案第1号については原案のとおり決定する。

議案第2号 青森県社会教育委員の人事について

(渡部生涯学習課長)

「社会教育法」及び「青森県社会教育委員設置条例」に基づき設置している青森県社会教育委員の任期が、平成30年10月18日をもって満了するので、新たに8名の委員を委嘱するものである。

今回委嘱する委員のうち、吉川康久氏は再任することとし、清水目明美氏ほか6名を新たに委嘱するものである。

なお、伏見憲子氏、岩本美和氏の2名は、公募によって選考した委員である。

また、委員の任期は平成30年10月19日から平成32年10月18日までの2年間であり、青森県生涯学習審議会委員を兼ねるものである。

(和嶋教育長)

何か質問、意見はあるか。なければ議案第2号については原案のとおり決定する。

議案第3号 青森県教育委員会事務局の組織等に関する規則の一部を改正する規則案について

(佐藤職員福利課長)

この度の改正は、スポーツ基本法の一部改正等により、「国民体育大会」の名称が平成35年の第78回大会以降、「国民スポーツ大会」に改められることから、平成37年に本県で開催される第80回大会に関する事務を所掌するスポーツ健康課国体準備室の名称を国民スポーツ大会準備室に改めるほか、所要の整備を行うものである。

なお、この規則は、平成30年11月1日から施行するものである。

(和嶋教育長)

何か質問、意見はあるか。なければ議案第3号については原案のとおり決定する。

その他 障害者の任免状況の再点検結果について

(赤尾教職員課長)

障害者の任免状況の再点検結果について、御説明する。

1の経緯であるが、厚生労働省から、平成29年6月1日現在の障害者の任免状況について再点検を行うよう依頼を受け、平成30年6月1日現在分も含め再点検を実施し、その結果を取りまとめたことから、去る9月28日に公表した。

2の再点検方法であるが、今回再点検を行うに当たっては、これまでの調査において障害がある旨申告のあった教職員に対して、障害者手帳の写しの提出を依頼し、確認したところである。

3の再点検結果であるが、(1) 平成29年6月1日現在の障害者雇用に係る再点検の 状況は、

①障害者数は、181.5人から149.0人となり、32.5人の減少となった。実人員では、139人から110人となり、29人が減少している。その主な要因としては、これまで障害者手帳があると申告があったものの、今回の再点検で手帳の写しの提出に御協力いただけなかった方がいたことや、障害者手帳は無いが「身体障害者障害程度等級表」に照らし、障害があると申告があった方を一部含めていたことなどによるものである。

また、②算定基礎職員数については、県教委事務局に勤務する臨時・非常勤職員のうち、これまで算定基礎に含めていなかった職員の一部を算入したことにより、修正している。この結果、③実雇用率は、1.95%から1.59%となり、0.36%減少し、

④不足数は、23.5人から57.0人と、33.5人増加している。

次に、(2)平成30年6月1日現在の障害者雇用に係る再点検の状況である。

平成30年の調査については、これまで公表していないため、修正前の数値を含め、今 回初めてお知らせすることになる。

①障害者数は、170.5人から142.0人となり、28.5人の減少となった。実

人員では、128人から103人となり、25人が減少している。

その主な要因は、平成29年6月1日現在の再点検結果と同様の理由となっている。 また、②算定基礎職員数も同様の理由により修正している。

この結果、③実雇用率は、1.86%から1.54%となり、0.32%減少し、

④不足数は、49.5人から79.0人と29.5人増加となった。

なお、平成30年6月1日現在の再点検分については、国への報告期限が今月末となっているが、現在、新たに算定基礎職員として算入した職員に対して、障害者手帳の有無の確認を行っており、点検を継続しているところである。

(和嶋教育長)

障害者雇用の再点検については、先月の定例会において、調査結果がまとまり次第、報告することとしていた。先ほど、赤尾教職員課長が説明したように、これまで障害がある旨申告のあった教職員に対して、障害者手帳の写しの提出を依頼し、確認したところ、国に報告していた障害者雇用率を下回ることとなったが、意図的に障害の軽い方を積算に含めることなどは行っていないと認識している。一方で本来正確であるべき国への報告を修正することとなり、県民の皆様に御心配をおかけすることとなったことから、今後はより正確な事務処理に努めていきたいと考えている。

また、教員採用候補者選考試験における身体障害者特別選考などにより、引き続き、障害者の採用に努めるとともに、他県の取組等を参考にしながら、障害者雇用率の改善に取り組んでいく。

(野澤委員)

障害者雇用率の改善及び障害者と共に働き合える職場環境づくりに取り組んでいただきたい。

(教育長)

他に何か質問、意見はあるか。なければ、障害者の任免状況の再点検結果については、青森県教育委員会として了解した。

その他 職員の懲戒処分の状況について

(赤尾教職員課長)

9月に行った職員に対する懲戒処分は3件であったが、社会的影響が大きな事案である 事案3について、その概要を御説明する。

この事案は、特別支援学校の教諭が、平成29年11月26日午前4時30分頃、飲食店内において、同席していた知人に対して、自らの陰部を露出するという公然わいせつ行為を行ったものであり、当該職員に対して停職3月の懲戒処分を行ったものである。

(和嶋教育長)

何か質問、意見はあるか。なければ職員の懲戒処分の状況については、青森県教育委員会として了解した。